

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>第四百四 十條の 第一 項</p> | <p>、選挙運動 場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次 条の規定により選挙運動のために使用される自動車又 は船舶の上においてする場合</p> |
| <p>第四百 十條の 第二 項</p> | <p>選挙運動 投票運動</p> |
| <p>第四百 十條の 第三 項</p> | <p>選挙運動 投票運動 特別区の設置についての投票 に</p> |
| <p>第四百 十條の 第四 項</p> | <p>選挙の公正 特別区の設置についての投票 の公正 投票運動</p> |
| <p>第四百 十條の 第五 項</p> | <p>選挙の公正 特別区の設置についての投票 の公正 投票運動</p> |
| <p>第四百 十條の 第六 項</p> | <p>選挙運動 特別区の設置についての投票 の公正 投票運動</p> |
| <p>第四百 十條の 第七 項</p> | <p>各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選 出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をす る場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲 示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届 出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏 名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例 代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記 載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党 等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名（第 八十六條の三第一項後段の規定により優先的に当選人 となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべ き順位が参議院名簿に記載されている者である参議院 名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順 位。次項において同じ。）の掲示を、その他の選挙に あつては</p> |
| <p>第四百 十條の 第八 項</p> | <p>公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出 議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出 政党の名称。以下この条において同じ。）</p> |

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>第四百 十五 條 第二 項</p> | <p>各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる 区域を区域として行われるものに限る。）につき、当 該選挙の期日の公示又は 選挙の期日の前日 、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては衆議 院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院 （比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿届 出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏 名の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の 氏名及び党派別 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙</p> |
| <p>第四百 十七 條 第一 項</p> | <p>選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候 補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員 の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除 く。以下この項及び次項において同じ。） 選挙運動の 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参 議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理 会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関す る事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会） 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙</p> |
| <p>第四百 十七 條 第二 項</p> | <p>投票運動 特別区の設置についての投票</p> |
| <p>第四百 十七 條 第三 項</p> | <p>投票運動 市町村の選挙管理委員会</p> |
| <p>第四百 十七 條 第四 項</p> | <p>投票運動 特別区の設置についての投票</p> |
| <p>第四百 十七 條 第五 項</p> | <p>その特別区の設置についての 投票 選挙人 当該特別区の設置についての 投票の 市町村の 特別区の設置についての投票</p> |
| <p>第四百 十七 條 第六 項</p> | <p>選挙人又は公職の候補者 当該選挙の 当該選挙に関する事務を管理する 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙</p> |
| <p>第四百 十七 條 第七 項</p> | <p>当選 特別区の設置についての投票 における賛否の結果 選挙人 大都市地域における特別区の 設置に関する法律第七條第五 項前段の規定による公表の日 市町村の 特別区の設置についての投票 における賛否の結果</p> |
| <p>第四百 十七 條 第八 項</p> | <p>選挙人又は公職の候補者 第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による 告示の日 当該選挙に関する事務を管理する 地方公共団体の議会の議員及び長の当選</p> |
| <p>第四百 十七 條 第九 項</p> | <p>特別区の設置についての投票 の期日の 当該期日の前日 において、特別区設置協定書を 閲覧に供し、及びその要旨</p> |
| <p>第四百 十七 條 第十 項</p> | <p>特別区の設置についての投票 の期日の 当該期日の前日 において、特別区設置協定書を 閲覧に供し、及びその要旨</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|----------------|--------------|---------------|------------------|--------------|--|--|--------------|----------------------|-------------------------|--------------|----------------------|-------------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|---------------|------------------|
| <p>第二百九条第一項</p> | <p>、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十四条</p> | <p>及び第三十四条</p> | <p>第二十六項</p> | <p>、第二十七条</p> | <p>から第二十七条まで</p> | <p>第二十七項</p> | <p>、第二十七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九條第一項中</p> | <p>第二十五條第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九條第一項中</p> | <p>第二十八項</p> | <p>、第二十七項及び第二十四條</p> | <p>、第二十五條第七項及び第二十四條</p> | <p>第二十九項</p> | <p>、第二十七項及び第二十四條</p> | <p>、第二十五條第七項及び第二十四條</p> | <p>第三十項</p> | <p>、第二十七項</p> | <p>から第二十七條まで</p> | <p>第三十一項</p> | <p>、第二十七項</p> | <p>から第二十七條まで</p> | <p>第三十二項</p> | <p>、第二十七項</p> | <p>から第二十七條まで</p> | <p>第三十三項</p> | <p>、第二十七項</p> | <p>から第二十七條まで</p> | <p>第三十四項</p> | <p>、第二十七項</p> | <p>から第二十七條まで</p> | <p>第三十五項</p> | <p>、第二十七項</p> | <p>から第二十七條まで</p> | <p>第三十六項</p> | <p>、第二十七項</p> | <p>から第二十七條まで</p> | <p>第三十七項</p> | <p>、第二十七項</p> | <p>から第二十七條まで</p> | <p>第三十八項</p> | <p>、第二十七項</p> | <p>から第二十七條まで</p> |
| <p>第二百九条第一項</p> | <p>、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人</p> | <p>又は投票運動者</p> | <p>第二十四條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十二條</p> | <p>公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者のため多数の</p> | <p>多数の</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙長若しくは選挙分会長</p> | <p>選挙長</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> | <p>第二十一條</p> | <p>選挙運動者</p> | <p>投票運動者</p> |

| | | | |
|-------------------|---|--|---|
| 第五十 九条の 五 | 選挙の期日の公示又は 当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の第二項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の第三項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。） | 特別区の設置についての 投票の期日の | ては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。） 賛成又は反対のそれぞれの投票数 |
| 第五十 九条の 二 | 公職の候補者一人の氏名 | 賛否 | 特別区の設置についての 投票の結果が確定するまでの間 |
| 第六十 六条第 二項 | 当該選挙 | 指定都市の議会の議員 及び長 | 選挙長 選挙長 |
| 第六十 七条第 一項 | 当該選挙 | 市町村の議会の議員及 び長 | 法第八十条又は第八十一条第二項若しくは第三項（同条第二項及び第三項の規定を同条第四項において準用する場合を含む。） 賛成又は反対のそれぞれの投票総数 |
| 第六十 七条第 五項 | 当該選挙 | 指定都市の議会の議員 及び長 | 各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。） |
| 第六十 八条 | 市町村又は都道府県 | 市町村 | 選挙会場又は選挙分会場 選挙会場 市町村の選挙管理委員会 |
| 第七十 条の二 第一項 | 第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項 法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まつた場合又は同条第八項若しくは第九項 | 第六十六条第二項若しくは前条第一項若しくは第五項 大都市地域における特別区の設置に関する法律第七條第六項において準用する法第六十二条第九項本文又は大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第七條第一項 | 選挙運動 特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間 投票運動 |
| 第七十 二条 | 並びに公職の候補者の届出に係る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については | 並びに 賛成又は反対のそれぞれの投票数 | 「公職選挙法 （公職選挙法 市町村の （大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第六項において準用する公職選挙法 |

| | | | | | |
|--|---------------------|---|--|--|---|
| <p>第七十 二条</p> | <p>第七十 二条</p> | <p>第七十 二条</p> | <p>第七十 一条</p> | <p>第六十 七条</p> | <p>第六十 七条</p> |
| <p>選挙の 選挙公報</p> | <p>選挙の 選挙公報</p> | <p>あるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て 選挙公報</p> | <p>あるときは 公報</p> | <p>公職の候補者若しくはその代理人又は同条第二項若しくは第三項の申請をした衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者若しくは 選挙公報 都道府県 市町村の選挙管理委員会</p> | <p>届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等 、都道府県 、市町村 前条第一項の申請 前条第一項の申出</p> |
| <p>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）</p> | <p>市町村の選挙管理委員会</p> | <p>あるときは 公報</p> | <p>大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第一項の投票（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第九条第一項の規定による再投票（投票の一部無効による再投票を除く。）を行う場合にあつては、当該再投票） 投票の 公報</p> | <p>当該市町村の選挙管理委員会（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の区又は総合区の選挙管理委員会。次項において同じ。） 市町村 当該市町村の選挙管理委員会</p> | <p>市町村の議会の議員又は 公報</p> |

| | |
|--|------------|
| <p>第二 百六 十四 条第 三項 公報</p> <p>当該地方公共団体</p> | <p>市町村</p> |
|--|------------|

（特別区を包括する道府県における特別区の設置についての投票への準用）

第十二条 前各条（第三条第一項から第四項までを除く。）の規定は、法第十三条第一項において準用する法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、第一条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村（法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）」と、第二条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第六条の表中「第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設置（以下「特別区の設置」という。）についての投票」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「第七条第六項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第五項前段」と、第七條中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第八条の表中「第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設置についての投票」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「第七条第六項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第七条第一項」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第十二条において準用する同法第七条第一項」と、第九条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十条中「関係道府県の知事」とあるのは「特定道府県（法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。）の知事」と、「当該関係道府県」とあるのは「当該特定道府県」と、「全ての関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、前条の表中「第七条第三項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第三項」と、「第三条第五項」とあるのは「第十二条において準用する同法第三条第五項」と、「第九条第一項」とあるのは「第十二条において準用する同法第九条第一項」と、「第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項」と読み替えるものとする。

第二章 特別区の設置があつた場合における特例（職務執行者の選任）

第十三条 法第二十三条第三項に規定する特別区の設置（第二十五条を除き、以下「特別区の設置」という。）があつた場合においては、従来当該特別区の地域の属していた関係市町村（以下「旧所属市町村」という。）の長であつた者（地方自治法第二百五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定により旧所属市町村の長の職務を代理し又は行う者であつた者を含む。以下「旧所属市町村の長であつた者」という。）が、当該特別区の区長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の長であつた者のうちからその協議により定めた者が当該特別区の区長の職務を行う。

3 前項の場合において協議が調わないときは、関係道府県の知事は、旧所属市町村の長であつた者のうちから当該特別区の区長の職務を行うべき者を定めなければならない。

（暫定予算の調製等）

第十四条 特別区の設置があつた場合においては、前条の規定により当該特別区の区長の職務を行う者（以下「職務執行者」という。）は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、執行するものとする。

(条例等に関する暫定措置)
第十五条 特別区の設置があつた場合においては、職務執行者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該特別区の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

(選挙管理委員の選任)
第十六条 特別区の設置があつた場合においては、当該特別区の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者をもって充てるものとする。

2 前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。

3 前二項の場合において、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者の数が当該特別区の選挙管理委員の定数に満たないときは、職務執行者において、旧所属市町村の選挙管理委員の補充員であつた者(補充員であつた者が不在ときは、当該特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもってその不足する数の選挙管理委員に充てるものとする。

4 第二項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、職務執行者において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

(特別区の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例)
第十七条 特別区設置協議会は、特別区設置協定書に、第五条第一項第八号に掲げる事項として、特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2 関係市町村は、前項の規定により特別区設置協定書に特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数が定められた場合において、法第九条第二項の規定による告示があつたときは、直ちにこれらを告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該特別区の条例により設けられ、及び定められたものとみなす。

(財産処分)
第十八条 特別区の設置があつた場合において必要となる関係市町村及び関係道府県の財産処分については、特別区設置協定書の定めるところによる。

(事務の承継)
第十九条 特別区の設置があつた場合においては、従来その地域において旧所属市町村が処理していた事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区又はこれを包括する道府県が承継し、従来その地域において関係道府県が処理していた事務の一部は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区が承継する。

(決算の処理)
第二十条 前条の場合において、旧所属市町村の収支は、その廃止の日をもって打ち切り、旧所属市町村の長であつた者が決算する。

2 前項の規定は、前条の規定により事務を承継した特別区の区長又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

5 二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事務の引継ぎ)
第二十一条 特別区の設置があつた場合において、旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事は、当該特別区の設置の日から二十日以内に、その担任する事務を、第十九条の規定により

当該事務を承継した特別区の区長若しくは職務執行者又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を特別区の区長若しくは職務執行者又は当該特別区を包括する道府県の知事に引き継ぐことができないときは、これを地方自治法第五十二条の規定により当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事の職務を代理すべき職員(以下この項において「職務を代理すべき職員」という。)に引き継がなければならない。この場合においては、当該事務を引き継いだ職務を代理すべき職員は、当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に当該事務を引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に引き継がなければならない。

3 前二項の規定により旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事の担任する事務の引継ぎを受けた職務執行者は、当該特別区の区長が選挙されたときは、直ちにこれを当該特別区の区長に引き継がなければならない。

第二十二条 前条第一項及び第二項の規定による事務の引継ぎの場合においては、旧所属市町村の長であつた者又は関係道府県の知事は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

2 前項の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に調製してある目録又は台帳により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合においては、その目録又は台帳をもって代えることができる。

(特別区が新たに設置された場合の人口の告示)
第二十三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項(第二号を除く。)及び第七十七条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、特別区の設置があつた場合について準用する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の特例)
第二十四条 特別区の設置があつた場合における地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百一十一号)第十九条第一項及び第二十一条の規定の適用については、同令第十九条第一項中「地方自治法施行令第一条の二」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第十三条」と、同令第二十一条第一項中「市町村に係るものを、二十日以内に当該市町村の教育委員会」とあるのは「特別区に係るものについては当該特別区の教育委員会に、当該特別区を包括する道府県に係るものについては当該道府県の教育委員会に、二十日以内に」とする。

(特別区を包括する道府県における特別区の設置への準用)
第二十五条 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条第一項の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第十七条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項及び第三項並びに第二十二條第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三条中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

2 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条第二項の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三条第二項において読

み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。」と、第十七条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県（法第十三条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。）」と、第十九条、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二條第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三条中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

附則 この政令は、法（第四条から第六条までの規定を除く。）の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附則（平成二五年五月三一日政令第一五九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年二月四日政令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年一〇月三〇日政令第三六七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二七年一月二六日政令第三九二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第十七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第六条及び第八條の規定は、施行日以後にその期日を告示される大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第一項の規定による投票（以下この条において「特別区の設置」についての投票、という。）に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示された特別区の設置についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附則（平成二八年五月二七日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

附則（平成二九年四月七日政令第一三二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九十三号）の施行の日（平成二九年四月十日）から施行する。

附則（平成二九年七月一四日政令第一九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

第二条
2 新令の規定（新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。）、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十一条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十一条第一項及び第二十二條の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第七條第一項及び第八條の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査については、適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月三〇日政令第九二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 第五条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第二項の規定は、施行日以後に大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第二項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

附則（平成三〇年一〇月二四日政令第二九九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（令和元年五月三一日政令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和元年六月一日から施行する。

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十二條第一項及び第二十五條の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十一条第二項及び第二十三條の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九條から第二十二條までの規定並びに附則第七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条から第八條までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和五年二月一〇日政令第三三三号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年二月十七日)から施行する。
